

第6回佐用町議会〔臨時〕会議録（第1日）

平成18年5月12日（金曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記	小 林 茂 子		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	天文台公園長	黒 田 武 彦	総 務 課 長	小 林 隆 俊
	財 政 課 長	小 河 正 文	まちづくり課長	南 上 透
	生涯学習課長	岸 井 春 乗	出 納 室 長	小 笹 和 則
	税 務 課 長	大 橋 正 毅	住 民 課 長	山 口 良 一
	健 康 課 長	達 見 一 夫	福 祉 課 長	内 山 導 男
	スポーツ振興課長	井 村 均	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲
	地籍調査課長	清 水 好 一	商 工 観 光 課 長	芳 原 廣 史
	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久	下 水 道 課 長	寺 本 康 二
	水 道 課 長	西 田 建 一	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	森 脇 正 洋
	教育委員会総務課長	山 口 清	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	芳 原 清 和
	消 防 長	加 藤 隆 久	天 文 台 業 務 課 長	杉 本 幸 六
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	森 崎 文 和
三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴			
欠席者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 仮議席の指定について
- 日程第 2 . 選挙第 1 号 佐用町議会議長選挙について
- 日程第 3 . 選挙第 2 号 佐用町議会副議長選挙について
- 日程第 4 . 議席の指定について
- 日程第 5 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 . 会期の決定について
- 日程第 7 . 佐用町議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 . 佐用町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 . 佐用町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 10 . 佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 11 . 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数並びに特別委員会委員の選任について
- 日程第 12 . 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 13 . 佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議員の選任について
- 日程第 14 . 播磨高原広域事務組合議員の選任について
- 日程第 15 . にしはりま環境事務組合議員の選任について
- 日程第 16 . 議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 17 . 議案第 108 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号 佐用町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 18 . 所管事務調査について

《追加日程》

- 日程第 1 . 発議第 2 号 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 2 . 外出支援調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 3 . 外出支援調査特別委員会委員長及び副委員長の選任について

午前 10 時 00 分 開会

事務局長（岡本一良君） 皆さん、どうもおはようございます。ただいまから佐用町臨時議会が開かれますが、仮議長が決まりますまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。つきましては、出席議員中、大下議員が最年長の議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと思います。大下議員、どうぞ議長席にお着きください。

〔大下君 議長席へ〕

臨時議長（大下吉三郎君） ただいま御紹介をいただきました大下でございます。最年長者ということで、規定によりまして議長選挙が終了しますまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。

開会に先立ち、庵造町長のごあいさつをお願いしたいと思います。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。5月に入りまして、本
当に山も青々とすがすがしい季節を迎えております。先月の議会選挙が終りまして、
はや3週間近くが経ちました。皆さんのお疲れもですね、少しは回復されたことと存
じます。

本日は議会改選後の初議会ということで、早朝からの御参集、御苦労さまでござい
ます。この議場もですね、改装工事が終りまして、初めての議会となります。こうし
て、気持ちも新たに新生佐用町の行政運営の形が整ったわけでございますけども、課
題は山積をいたしております。議員の皆様におかれましては、今後新佐用町の発展の
ために精一杯の御活躍をいただきますように心から御期待を申し上げるところでござ
います。私も各皆さんと共に十分協議、また連携をしながら、安定した行政運営に努
めさせていただきまして、町民皆様の御期待に、付託にお答えができるように、精一
杯の努力をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御理解、
御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、最初のごあいさつとさせていただきます。
どうぞよろしくお願いを申し上げます。

臨時議長（大下吉三郎君） 町長のごあいさつが終りました。選挙後の初議会でございま
すので、各課長の紹介を高見助役よりお願いをいたしたいと思ひます。

助役（高見俊男君） おはようございます。それでは、私の方からですね、管理職の方、
御紹介したいと思ひます。名前を呼ばれましたら、起立をお願いいたします。私の隣
から順次、前席から後ろの方へ紹介させていただきます。

まず、総務課長の小林隆俊でございます。

〔総務課長「どうぞよろしくお願ひします」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 続きまして、後席へまいります。財政課長の小河正文でございま
す。

〔財政課長「よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 続いて、まちづくり課長の南上透でございます。

〔財政課長「南上です。よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 税務課長の大橋正毅と読みます。

〔税務課長「よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 後ろにまいります。住民課長の山口良一でございます。

〔住民課長「山口です。よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 健康課長の達見一夫でございます。

〔健康課長「達見です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 福祉課長の内山導男でございます。

〔福祉課長「内山です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 生涯学習課長の岸井春乗でございます。

〔生涯学習課長「岸井です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） スポーツ振興課長、井村均でございます。

〔スポーツ振興課長「井村です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 出納室長、小笹和則でございます。

〔出納室長「小笹です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 上月支所長の金谷幹夫でございます。

〔上月支所長「金谷です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 南光支所長、森崎文和でございます。

〔南光支所長「森崎です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 三日月支所長、飯田敏晴でございます。

〔三日月支所長「飯田です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 向かって左筋に入ります。教育総務課長の山口清でございます。

〔教育総務課長「山口です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 教育推進課長の芳原清和でございます。

〔教育推進課長「芳原です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 天文台公園長、黒田武彦でございます。

〔天文台公園長「黒田です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 同じく天文台業務課長の杉本幸六でござす。

〔天文台業務課長「杉本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 消防長、加藤隆久でございます。

〔消防長「加藤でございます。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 建設課長、野村正明でございます。

〔建設課長「野村でございます。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 農林振興課長、大久保八郎でございます。

〔農林振興課長「大久保です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 商工観光課長、芳原廣史でございます。

〔商工観光課長「芳原です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 住宅管理課長、田村章憲でございます。

〔住宅管理課長「田村です。どうぞよろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 水道課長、西田建一でございます。

〔水道課長「西田です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 下水道課長、寺本康二でございます。

〔下水道課長「寺本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） クリーンセンター所長、森脇正洋でございます。

〔クリーンセンター所長「森脇です。どうぞよろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 地籍調査課長、清水好一でございます。

〔地籍調査課長「清水です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 農業共済課長、城内哲久でございます。

〔農業共済課長「城内です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 最後に、中央でございます。議会事務局長の岡本一良でございます。

〔議会事務局長「岡本です。よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

助役（高見俊男君） 以上で管理職の御紹介を終了させていただきます。

臨時議長（大下吉三郎君） 紹介は終わりました。ただいまから開会宣言をいたします。
ただいまの出席議員は 22 名でございます。定足に達しておりますので、これより第 6 回佐用町議会臨時議会を開催いたします。
なお、本日 5 名の傍聴申込みがありましたので、これを許可いたしております。
直ちに、本会議の本日の会議を開きます。これより本日の日程に入ります。

日程第 1 . 仮議席の指定について

臨時議長（大下吉三郎君） 日程第 1。
日程第 1 は、仮議席の指定であります。この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席の議席と指定いたします。

日程第 2 . 選挙第 1 号 佐用町議会議長選挙について

臨時議長（大下吉三郎君） 日程第 2。
日程第 2 は、議長の選挙であります。選挙に入る前に議長、副議長の任期についてお諮りいたします。佐用町議会での申し合わせにより、この任期は 2 年で、再任は妨げないということになっております。議長、副議長の任期を 2 年とし、再任を妨げないということに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） 御異議ないと認めます。よって、このように決定されました。
それでは、佐用町議会議長の選挙を行いたいと思います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。ただいまの出席議員は 22 名であります。お諮りいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。開票立会人は臨時議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） 異議ないと認めます。よって、臨時議長より指名をいたします。1 番、石堂基君。2 番、新田俊一君。以上の両君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） 御異議ないと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配ります。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

21 番（鍋島裕文君） あの、前の議長選挙のときに在任特例間の議長選挙のときに、立候補者を明確にして、立候補者の決意表明、公約を訴えたわけでありますけども、今回も立候補希望者があるならばすべきだと考えるわけでありますけども、いかがでしょうか。

臨時議長（大下吉三郎君） 立候補予定の方、ありますか。

〔鍋島君、西岡君 挙手〕

臨時議長（大下吉三郎君） 鍋島君と西岡さん、この両名が立候補いたしております。ほかになければ、この両名にて選挙をいたしたいと思います。立候補表明をしていただきたいと思います。

11 番（山本幹雄君） 互選ですからね、2 名で行うというのが法的にはおかしいと。だから、本来、立候補というのもおかしい話であって、互選ですから、立候補した以外の者でもここにおける議員全員にその権利があるわけですから、本来であるなら立候補の表明をする必要はありませんと考えます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

11 番（山本幹雄君） 前回においては、初めての議会であり、旧 4 町から集まってきたということの中で、他町の議員の方を理解し得ないという中で、そういったことはされましたけども、今回もう在任特例も過ぎてますので、そういったことをする必要は本来はないと考えます。

臨時議長（大下吉三郎君） 失礼しました。ただいまですね、2 名、鍋島氏と西岡氏の。鍋島氏から立候補の表明をですね、求めてはとの意見がありましたので、賛成の方はありますか。

〔山本君「何の賛成かよう分からん。ちょっと」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） もう一度言います。ただいまですね、鍋島君の方から立候補の表明を求めてはとの意見がありましたので、賛成の方はありますかと。

〔川田君「ちょっと、議長」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。

16 番（川田真悟君） 16 番、川田です。

今あの、山本議員が発言したように、これは立候補は私はしてもよろしいと思いませんけども、あくまでも対象はこの 22 名全員だと思いますんで、立候補の許可をするか
せんだけ、議長が諮ってもらたらええと思えますんで、その辺をちゃんとはっきりし
とっていただかないと、立候補制とると、あの、2 人しかできませんので、その辺を諮
ってください。私はあの、立候補される方は表明したらいいと思えます。ただし、立
候補しただけに限らず、ほかの人も権利があるというふうに理解しておりますんで、
それを諮ってください。

臨時議長（大下吉三郎君） なお事前にですね、立候補の周知をしておりませんので、
立候補の表明がされた方を含め、議員全員が被選挙人となることができるということ
といたしたいと思えます。それに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） 異議なしと認めます。

それでは、佐用町議会議長の選挙を行いたいと。立候補の表明を受けたいと思いま
す。

〔山本君「違うだろ。立候補の表明をするかせんかを諮るかやろ」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） そうです。

〔山本君「立候補することを認めたいわけじゃないんでしょ」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） そうです。

〔山本君「表明でしょ。するかせんかを」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） 立候補するかしないかという表明を求めています。

〔鍋島君「だから、議長が表明させるかどうかを諮るというんやろ」と呼ぶ〕

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） だから立候補予定者は立候補を表明してもらったら結構で
す。

〔鍋島君「はい、議長」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

21 番（鍋島裕文君） じゃああの、議長が立候補表明許可、今されましたので、立候補
表明をさせていただきます。場所は前で。

〔山本君「したん。してへんだろ。諮ってえへんやん」と呼ぶ〕

21 番（鍋島裕文君） いや、許可したやん。確認します。今、議長、許可しましたね。

臨時議長（大下吉三郎君） 先ほど許可いたしました。

21 番（鍋島裕文君） どこでやるの。自席で。

臨時議長（大下吉三郎君） この前へ出てください。

21 番（鍋島裕文君） 議長の許可をいただきましたので、立候補の表明をいたします。
議長候補の鍋島裕文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、議会運営というのは民主的で、公正・公平な運営がなされなければならない。このように考えてるものであります。その点からこの佐用町議会も、本当に民主的なそういった運営をすべき、こういう立場から立候補のさしていただく理由としてるわけでございます。本来、議会というのは、この選挙選の中にも明らかになりましたけれども、町民の皆さんの声を町政に届けるとともに、行政の監視役としての重大な責務がございます。この責務を果たす上で、議会運営が非民主的ではこの責務は果たせません。絶対に民主的な運営をなされなければ、議会本来の機能は発揮できない。かように考えるものであります。私は、すべての議員の発言を十分に保障する。こういう民主的な運営を全力を挙げてやらしていただく。このことを申し上げ、立候補の決意表明、ごあいさつにさせていただきます。

臨時議長（大下吉三郎君） はい。それでは、西岡君。

18 番（西岡正君） 失礼します。議長の立候補の表明というのは初めての経験でございます。今回、改選後初めての議会でありますけれども、この佐用町は 10 月 1 日、4 町が合併して新しい町になりました。議会におきましては、7 箇月の特例をいただき、本日になったわけでありますけれども、この合併におきましては、振り返りますと、各地区の区長さん、校区の区長さん、皆さん方の代表でありました議長の中で、合併調査研究会が行われました。それから 10 年かかったわけであります。その間、三日月町の住民投票があり、また南光町の住民投票があり、そして、佐用・上月においては当局と議会が住民に対してその説明をしていって、そして多くの合併協の皆さんが審議を熱心にされ、今日に至ったわけであります。それまでに、今日に至るまでに、多くの皆さん方が、合併、町の将来のために審議されましたことに心から敬意を表したいと思うところであります。

そんな中で 4 月の 23 日に新しい議会議員の選挙が行われました。その中で、合併に伴う中で 54 名の議員が 22 名の定数になったわけでありますので、多くの先輩同僚議員の中から、その中で御勇退された方もいらっしゃいます。そしてまた、立候補され、選挙がなされたけれども、不幸にも当選できなかった同僚議員もいらっしゃいます。その中で、みんなが何を考えて立候補したかということでもあります。それは、私はやはりこの極めて厳しい財政の中で、町当局に議会の立場から健全な財政運営をお願いする。そしてまた、4 町が合併することによって、中心だけが良くならずに、均衡ある町を作っていくかなければならない。そういう気持ちもあったと思います。そしてまた、先ほど鍋島議員も言われましたけれども、住民にさらに信頼される議会でなければなら

ないと、こういう気持ちで立候補されたと思いますし、また、勇退された方もそういう気持ちがあるかと思えます。そういう形の中で、皆さん方の考えを継承して、議長として選んでいただければ頑張ってまいりたい。このように思っておりますので、よろしく願いいたしまして、立候補の決意表明といたします。

臨時議長（大下吉三郎君） はい。ただいま立候補の予定をされた2名がありますが、なお、この件につきまして、事前に立候補の周知をしていませんので、立候補の表明をされた方を含め、議員全員が被選挙人となることができることといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） 御異議ないと認めます。
それでは、選挙に移っていきたいと思えます。佐用町議会議長の選挙を行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。ただいまの出席議員数は22名であります。お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規程により、開票立会人2名を決めたいと思えます。開票立会人は臨時議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「指名した」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。先ほど、石堂基君、2番、新田俊一君。以上の両名を指名しておりますので、このようにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。御異議ないと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（大下吉三郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れはないと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。異常なしと認めます。
これより議長の選挙を行います。ただいま、念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。はい、点呼をお願いします。

事務局長（岡本一良君） 1 番、石堂議員、どうぞ。

〔石堂君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 2 番、新田議員。

〔新田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 3 番、片山議員。

〔片山君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 4 番、岡本議員。

〔岡本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 5 番、笹田議員。

〔笹田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 6 番、金谷議員。

〔金谷君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 7 番、松尾議員。

〔松尾君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 8 番、井上議員。

〔井上君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 9 番、敏森議員。

〔敏森君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 10 番、高木議員。

〔高木君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 11 番、山本議員。

〔山本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 12番、大下議員。
〔大下君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 13番、岡本議員。
〔岡本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 14番、矢内議員。
〔矢内君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 15番、石黒議員。
〔石黒君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 16番、川田議員。
〔川田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 17番、山田議員。
〔山田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 18番、西岡議員。
〔西岡君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 19番、森本議員。
〔森本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 20番、吉井議員。
〔吉井君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 21番、鍋島議員。
〔鍋島君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 22番、平岡議員。
〔平岡君 投票〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい。投票漏れはありませんか。投票漏れはないと認めま

す。投票を終了いたします。

これより開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（大下吉三郎君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 22 票。有効投票 22 票。無効投票 0 票。有効投票中、西岡君が 17 票、鍋島君が 5 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、西岡正君が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖を解く〕

臨時議長（大下吉三郎君） ただいま、議長に当選されました西岡正君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議長に当選の告知をいたします。西岡君の議長就任のあいさつを受けます。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

臨時議長（大下吉三郎君） どうぞ。

議長（西岡正君） 先ほどの選挙の結果を聞かしていただきまして、改めて身の引き締まる思いをいたしております。先ほどの立候補の表明をさしていただいたわけでありますけれども、その中にも申し上げましたように、今回は国の財政事情の中から、それぞれ町の合併を余儀なくされてきたと。本来であれば、小さな町ほど住民サービスは徹底が図れると思うんですけども、なかなか財政面からそういうことは政府が許していただけなかったということで、合併を余儀なくされた、このように私は思っております。そしてまた、この中で 4 人おられた首長が、あるいは助役が、収入役が、そして 54 人おりました議会の議員が 22 人になってしまいました。本日この議席に座れなかった皆さん方も、やはり合併以前に審議をしてきた中で、その新しい町の行く末を自分がきっちりとやっていきたいという気持ちが首長にも、助役にも、収入役にも、議員にもあったと思います。そういう中で、今度新しく合併した議会の議長として、委員がもとより、職員、町長はじめ、職員の皆さん方のいろんな御協力、あるいは御指導をいただきながら、一つひとつ新しい佐用町の議会として頑張っていきたい。更には、議会の堅牢を発揮し、執行側は執行側、議決側は議決側。いかにすれば町の発展につながっていくのか、そして、住民の幸せにつながっていくのかを中心に置き、頑張っている所存でございますので、よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。議長就任のあいさつに代えたいと思います。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

臨時議長（大下吉三郎君） 西岡君の議長就任のあいさつは終わりました。議長席にお着きに願いたいと思います。

議長選挙は終わりましたので、臨時議長の職務はこれで終了いたします。大変不慣れで申し訳ございませんでしたが、御協力を願い、誠にありがとうございました。

〔拍手〕

〔西岡君 議長席へ〕

議長（西岡正君） それでは、引き続きまして、会議を行います。

日程第3．選挙第2号 佐用町議会副議長選挙について

議長（西岡正君） 日程第3に移ります。
これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票により行います。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

20番（吉井秀美君） 副議長選挙に立候補したいと思いますので、先ほどの議長選挙のように計らっていただきたいと思います。

議長（西岡正君） はい。そういう御意見がございますので、議長の選挙のときもそういう方法をとらせていただきましたので、議長をカットして発言を許可いたします。それでは、希望者の方。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。吉井議員、どうぞ。ここで、はい。

20番（吉井秀美君） 失礼いたします。私は、副議長選挙に立候補するに当たりまして、公正で民主的な議会運営を進めるために、議員の発言時間、一般質問の時間制限廃止を含めまして、十分に発言する時間を保障する。このことと、そして、開かれた議会で町民の皆さんに議事録の公開や、そして会議の公開、これなども進めていくために尽力することをお約束させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡正君） はい。ほかにはございませんか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 失礼いたします。副議長選挙に立候補させていただきたいというふうに思っております。矢内でございます。ただいまの議長選挙で当選をされました西岡議長をしっかりと補佐して、よりスムーズな議会運営が図れますように頑張らせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。よろしく願いします。

議長（西岡正君） はい。ほかにございませんか。

はい。ないようでございます。なお、事前に立候補の周知をしていませんので、立候補の表明をされた方を含め、議員全員が被選挙人となることができることとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。

それでは、選挙を投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（西岡正君） ただいまの出席議員数は22名であります。お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人2名を決めたいと思います。開票立会人は議長において指名をいたします。3番、片山武憲君。4番、岡本義次君。以上2名を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙 配付〕

議長（西岡正君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れないと認めます。

投票箱を検めさせます。

〔投票箱 点検〕

議長（西岡正君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席の番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。点呼を命じます。

事務局長（岡本一良君） 1番、石堂議員。

〔石堂君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 2番、新田議員。

〔新田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 3番、片山議員。

〔片山君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 4番、岡本議員。

〔岡本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 5番、笹田議員。

〔笹田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 6番、金谷議員。

〔金谷君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 7番、松尾議員。

〔松尾君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 8番、井上議員。

〔井上君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 9番、敏森議員。

〔敏森君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 10番、高木議員。

〔高木君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 11番、山本議員。

〔山本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 12番、大下議員。

〔大下君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 13番、岡本議員。

〔岡本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 14番、矢内議員。

〔矢内君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 15 番、石黒議員。

〔石黒君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 16 番、川田議員。

〔川田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 17 番、山田議員。

〔山田君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 18 番、西岡議員。

〔西岡君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 19 番、森本議員。

〔森本君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 20 番、吉井議員。

〔吉井君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 21 番、鍋島議員。

〔鍋島君 投票〕

事務局長（岡本一良君） 22 番、平岡議員。

〔平岡君 投票〕

議長（西岡正君） はい。それでは、投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
これより開票を行います。開票立会人、お願いいたします。

〔開票〕

議長（西岡正君） 副議長選挙の結果を報告いたします。投票総数 22 票。うち、有効投票数 22 票。無効 0。有効投票中、矢内作夫君、17 票。吉井秀美君、5 票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 6 票であります。よって、矢内作夫君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖を解く〕

議長（西岡正君） ただいま副議長に当選されました矢内作夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。副議長のあいさつ、矢内作夫君。就任のあいさつをお願いいたします。

副議長（矢内作夫君） どうもあの、たくさんの御支援をいただきましてありがとうございました。今あの、立候補でも表明さしていただきましたように、議長をしっかりと補佐をさしていただいて、スムーズな議会運営に努めたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

1点だけ、一議員としての考え方を申させていただきますと、今回の合併、一番大きなこの目的というのがやっぱり財政の健全化であろうというふうに思っております。その点をしっかりと当局と議論をしまいたいというふうに思っておりますので、今後ともひとつ御協力のほどよろしく願いをいたします。

本当にありがとうございました。

〔拍手〕

議長（西岡正君） ここでしばらく休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

議長（西岡正君） はい。休憩を解き、再開をいたします。

日程第4．議席の指定について

議長（西岡正君） 日程4に入ります。

議席の指定を議題といたします。議席は会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり、議長より指名をいたします。

それでは、議席を発表いたします。1番、石堂基君。2番、新田俊一君。3番、片山武憲君。4番、岡本義次君。5番、笹田鈴香君。6番、金谷英志君。7番、松尾文雄君。8番、井上洋文君。9番、敏森正勝君。10番、高木照雄君。11番、山本幹雄君。12番、大下吉三郎君。13番、岡本安夫君。14番、矢内作夫君。15番、石黒永剛君。16番、川田真悟君。17番、山田弘治君。18番、平岡きぬゑ君。19番、森本和生君。20番、吉井秀美君。21番、鍋島裕文君。そして、私が22番ということになります。

ここで席の移動のため、暫時休憩をとります。

午前10時48分 休憩

午前10時54分 再開

日程第 5 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡正君） 日程第 5 に入ります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により、議長より指名をいたします。1 番、石堂基君。2 番、新田俊一君。以上、両君にお願いいたします。

日程第 6 . 会期の決定について

議長（西岡正君） 次は、日程第 6 に移ります。

会期の決定を議題といたします。お諮りします。本臨時議会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時議会は本日 1 日限りと決定されました。

日程第 7 . 佐用町議会常任委員会委員の選任について

議長（西岡正君） 日程第 7。

常任委員会の選任であります。常任委員会選任のため、暫時休憩をいたします。

当局の皆さん方には、これ以後日程につきましては、議会内の案件が続きますので、議長が参集をかけるまで、それぞれの業務にお戻りいただいて結構でございますので、よろしく願いをいたします。

休憩に入ります。

午前 10 時 57 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

議長（西岡正君） 事務局長より所属の委員会と氏名を発表させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） それでは、発表いたします。

総務常任委員会委員、8 名。敏森正勝議員、大下吉三郎議員、石堂基議員、片山武憲議員、井上洋文議員、石黒永剛議員、鍋島裕文議員、西岡正議長です。以上、8 名です。

それから、厚生常任委員会委員、7 名。松尾文雄議員、山本幹雄議員、岡本義次議員、笹田鈴香議員、川田真悟議員、平岡きぬゑ議員、吉井秀美議員。

続いて、産業建設常任委員の 7 名を発表します。森本和生議員、新田俊一議員、金谷英志議員、高木照雄議員、岡本安夫議員、矢内作夫議員、山田弘治議員。以上です。

議長（西岡正君） ただいま、事務局長に発表させましたとおり、それぞれ指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおりそれぞれの常任委員に選任されました。

日程第 8．佐用町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡正君） 日程第 8。

常任委員会委員長及び副委員長の選任であります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。そこで、先ほど休憩中に常任委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、各常任委員長及び副委員長の氏名を事務局長より発表させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） それでは、発表いたします。総務常任委員会委員長、敏森正勝議員、副委員長、大下吉三郎議員。厚生常任委員会、常任委員長、松尾文雄議員、副委員長、山本幹雄議員。産業建設常任委員会委員長、森本和生議員、副委員長、新田俊一議員。以上です。

議長（西岡正君） 以上の諸君が各常任委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 9．佐用町議会運営委員会委員の選任について

議長（西岡正君） 日程第 9。

議会運営委員会の選任であります。議会運営委員会委員は、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長より指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、これより指名をいたします。事務局長より発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。発表します。議会運営委員会委員、山田弘治議員、井上洋文議員、高木照雄議員、吉井秀美議員、大下吉三郎議員、川田真悟議員。以上です。

議長（西岡正君） ただいま、局長が発表しましたとおり、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任されました。

日程第 10 . 佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡正君） 日程第 10。

議会運営委員会委員長及び副委員長の選任であります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとあります。そこで先ほど議会運営委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定しておりますので、その氏名を事務局長より発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。発表します。議会運営委員長、山田弘治議員、副委員長、井上洋文議員。以上です。

議長（西岡正君） 以上の諸君が議会運営委員会運営委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 11 . 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数並びに特別委員会委員の選任について

議長（西岡正君） 日程第 11 に入ります。

佐用町議会特別委員会設置及び委員定数並びに特別委員会委員の選任についてであります。議会広報誌編集のため、6 名による議会広報委員会を設置することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

特別委員会委員の選任ですが、特別委員会は委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名をいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、これより指名をいたします。議会事務局長よりその氏名を発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。それでは、発表いたします。議会広報特別委員会委員、岡本安夫議員、岡本義次議員、吉井秀美議員、大下吉三郎議員、矢内作夫議員、石黒永剛議員。以上です。

議長（西岡正君） ただいま事務局長に発表させましたとおり、それぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ議会広報

特別委員に選任されました。

日程第 12 . 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡正君） 日程第 12 に入ります。

佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。そこで、先ほど特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を事務局長より発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。それでは、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を発表いたします。委員長に岡本安夫議員、副委員長に石黒永剛議員。以上です。

議長（西岡正君） 以上の諸君が特別委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 13 . 佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議員の選任について

議長（西岡正君） 日程第 13。

佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議員の選任についてを議題といたします。

同組合議員は、同組合同規約第 5 条及び第 6 条の規定により、議長を含む 3 名の組合議員を選出するとなっておりますので、決定されておりますので、氏名を事務局長に発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。それでは、発表いたします。三土中学校選出議員ですが、井上洋文議員、敏森正勝議員、西岡正議長です。以上です。

議長（西岡正君） 以上の職員が佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員に選任されました。

日程第 14 . 播磨高原広域事務組合議員の選任について

議長（西岡正君） 日程 14 に入ります。

播磨高原事務組合議員の選任についてを議題といたします。

同組合議員は、同組合同規約第 5 条の規定より、議長を含む 5 名の組合議員を選出するとなっております。既に決定されておりますので、氏名を事務局長に発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） それでは、発表いたします。岡本義次議員、金谷英志議員、松尾文雄議員、井上洋文議員、西岡正議長。以上です。

議長（西岡正君） 以上の諸君が播磨高原事務組合議員に選任されました。

日程第 15 . にしはりま環境事務組合議員の選任について

議長（西岡正君） 日程第 15 に入ります。

にしはりま環境事務組合の選任についてを議題といたします。

同組合議員は、同組合同規約第 5 条の規定により議長を含む 8 名を選出することになっております。既に決定されておりますので、氏名を事務局長に発表させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。発表します。石堂基議員、新田俊一議員、金谷英志議員、松尾文雄議員、大下吉三郎議員、川田真悟議員、森本和生議員、西岡正議長。以上です。

議長（西岡正君） 以上の諸君が播磨高原広域事務組合職員に選任されました。

日程第 16 . 議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡正君） 日程 16 に入ります。

日程 16 は、議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。事務局より議案を配付されます。

〔議案配付〕

議長（西岡正君） 事務局長に議案を朗読させます。議会事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて。次の者を佐用町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求めます。現住所、佐用町佐用 140 番地。氏名、石黒永剛。生年月日、昭和 16 年 3 月 10 日生まれ。平成 18 年 5 月 12 日提出。佐用町長、庵逄典章。

議長（西岡正君） 朗読が終わりました。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の御説明を申し上げます。

議会選出の本町監査委員に、議会役員構成の中で御推薦をいただきました石黒

永剛氏を本町監査委員として選任をいたしたく、地方自治法第 196 条の規定により提案をいたしますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきまして、本日即決したいと思います。

これより本案についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

はい。質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入ります。ございませんか。

はい。これで本案について討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 107 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 17 . 議案第 108 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号 佐用町税条例の一部を改正する条例）

議長（西岡正君） 日程 17 に入ります。

議案第 108 号 専決処分の承認を求めることについて。

〔税務課長「すみません」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。はい、課長。

税務課長（大橋正毅君） すみません。提案の前に、1 字挿入をお願いいたします。佐用町税条例の一部を改正する条例でございますが、これの本文の 1 ページ。1 ページの下から 7 行目でございます。上から続きまして「100 の 3」とあります。これを「100 分の 3」、最後の「0」の後に「分」を挿入していただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

〔「どこ」と呼ぶ者あり〕

税務課長（大橋正毅君） すみません。1 ページの佐用町税条例の一部を改正する条例、これの 1 ページでございます。これの下から 7 行目でございます。一番最初の分でございます。調整控除という欄でございます。34 条の 6 の中の文言でございます。冒頭がああ、下から 7 行目が「0」になっておるんですけど、その後に「分」を挿入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（西岡正君） よろしいですか。

税務課長（大橋正毅君） 以上です。よろしく申し上げます。

議長（西岡正君） はい。提案に対する当局の説明を求めます。

〔松尾君「その前に」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 7番、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 例えば、今みたいな問題がね、開会始まる前に分かつとんやから、その前にやっぱりきちとやっとなってもらわな、始まってから「議長、ここ間違えてました」では困ると思います。そういう問題があるとすれば、開会始まる前に正誤表をきちと出してもらいたいと思います。以上。

議長（西岡正君） 先ほどの御指摘のとおりであります。できれば、日程に入るまでに休憩を求めているので、そこまでにやるか、最終的に提案をしてしまってからするというのもちょっとおかしいかも分かりませんが、提案をして、その中で中を修正するというのも方法として考えられると思いますが、その点ひとつ、よろしく今後ともお願いいたします。

それでは、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました専決処分、専決第1号の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。このたびの税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、平成18年法律第7号、地方税法施行令等の一部を改正する政令、平成18年政令121号及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成18年総務省令第60号が平成18年3月31日にそれぞれ交付され、同年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。改正の趣旨はわが国が今、少子高齢化、グローバル化等、大きな構造変革に直面しており、それに伴う年金、医療をはじめとした公的サービスの費用が急速に拡大する中で、持続的な社会を実現していくために、現在の社会動向を踏まえ、あるべき税制の構築を図ることを目的とするものでございます。

主な改正点は、税源移譲に伴う個人住民税の税率のフラット化、定率減税の廃止、土地にかかる固定資産税の税負担の調整措置、個人住民税における地震保険料控除の創設、固定資産税等における耐震改修促進税制の創設、たばこ税の改正等でございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案について質疑に入ります。質疑のある方、ありませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。20番、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい。20番、吉井です。

この新旧対照表の方がよろしいかと思うんですけれども、1ページの第24条の2ですけれども、個人の町民税の均等割の課税範囲の拡大ですけれども、従来加算額が17万6,000円を、このたび16万8,000円に改定をするものです。それから、7ページにいきますけれども、附則の第5条で所得割の問題があるんですけれども、ここで中ほどの欄にあります、非課税の範囲、この35万円を加算した金額、これが32万円を加算した金額となりまして、ここで3万円の差ができておるわけですが、この課税範囲の拡大で影響を受けるものについてお尋ねをしたいと思います。この課税範囲を拡大していくことによって、税の累進性を崩すものかと考えるものですが、いかがでしょうか。

議長（西岡正君） はい。お答えください。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、今回の改正では、あの、個人住民税の非課税限度額の改正も含まれております。これにつきましては、あの、先ほど述べられました均等割、非課税につきましては、これはあの、生活保護法の規定による、そのどないいうんですか、保護基準が改正されまして、それに基づくものでございます。総務省令等でうたっている分でございます。あの、おっしゃるとおり、それぞれ16万8,000円とか32万という金額に改められております。まあ、生活保護金と申しますのは、物価指数とかいろいろな条件で決められております。それらを基に、あの、世の中の動きというんですか、それらを参考に今度こう改定されたものであると思っております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。20番、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい。20番、吉井です。

町民にとってどう影響してくるのかというのがよく理解できませんでした。あの、例えば保育料の算定につきましてもね、この非課税の限度額が広がることによって、これまで軽減されていた分が負担増になってくるという、そういう恐れを持っているわけですが。具体的にはどうでしょうか。

議長（西岡正君） はい。答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、これはあの、申告と言いましたら、年々こう異なります。どれがどの部分で、まあ1年の基準では計れない部分があると思えます。そういうことで、生活保護基準が変わったと。それに伴う法令改正によって、あの、変わっ

てきたということで、構造的にはそれはまだどういう、あの、形になっていくかいうことは、これは今の現段階では申し上げられないと、そういうふうに思っております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まああの、現段階では分からないと。まあ、所得があ、まあそれぞれ年々変わるわけですけれども、そういう現段階では分からないという御答弁なんですけれども、あの、国保税にしましても、保育料とか住宅家賃とか、そういったそれぞれについての計算の基礎となる部分にね、やっぱりその住民税の均等割が課税されているか、非課税であるか。所得税にしましてもね、所得割について計算の基礎となっていくんじゃないですか。そうなりますと、枠がこれだけ広げられるということになりますと、従来それぞれ軽減されていたものについて負担が増えるという結果が生じてくると思いますが、それはどうですか。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） まああの、保護基準言いまして、夫婦 2 人の給与所得の場合が収入ベースで言いましたら、17 年度が均等割の関係ですけれど、17 年度が 257 万 1,000 円でした。これが 18 年度の改正では、255 万 7,000 円と、若干、0.98 パーセントくらいですか、なっております。で、所得割につきましては、17 年度が 275 万 7,000 円が基準であったんですが、今度 271 万 4,000 円ということになっております。これらはまあある程度、そういう収入とかいうような基準につきましては、あの、収入ベースいうんですか、まあ世の中の動きとか、そういうもんでこう判断されるもんであると、こういうふうに思っております。特に、あの、これでこの改正いうんですか、それについてどういう影響があるかということにつきましては、まああの、今そういう資料いうんですか、国保税とかそういうなのことの、ちょっと分かりませんので、お答えしようがないと、そういうふうに思っております。

議長（西岡正君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい。今、こう税率が変わることによって、17 年度もしくは、それが無理であれば 16 年度の分で置き換えてですね、その金額が今まではこうだったけど、今度税率が変わったことによって、こんだけの金額になったというようなことは、まだ全然分かんないので、

議長（西岡正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） それはあの、その点につきましては、あの、住民税の関係い
うんですか。今度の税源移譲の関係でしょうか。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

税務課長（大橋正毅君） 税源移譲につきましては、あの、これあの、説明資料いうん
ですか、を条例の前に添付させていただいております。まあ、あの開始は19年分の所
得税から。それから、住民税につきましては、19年度から適用ということになってお
ります。あの、これはあの、住民税については増税、それから、所得税については減
税ということで、足してフラットになる、今までと変わらないと。本人から引く控除
については引くもと同じこととなっております。まあ、住民税に、この分についま
しては、下にこれも書かしていただいとんですけど、18年度の所得譲与税いうんでき
が交付されます。これでまあ、18年度につきましては国の方から所得譲与税が下
りてくることになっております。だいたいあの、佐用町で1億5,000万いうベース等
ひいております。まあ、それぐらいな金額が住民税に今度税率改正によりまして上乗
せされるというふうに考えております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか、岡本さん。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） 22番。

〔鍋島君「22番は君や。議長や」と呼ぶ〕

21番（鍋島裕文君） それではあの、今説明がありました税源移譲の関係からまずお伺
いたします。町長提案にありましたように、町民税の3段階をいちいちフラット化
するということで、所得税は4段階を6段階、これによって原則として所得税と個人
住民税合計の税負担を増加させないというのが原則として国は打ち出しているとい
うことであります。

そこで、まず1点確認いたしますが、本町においてこの税源移譲、この町民税のフ
ラット化、まあ所得税の関係は6段階、それによる税の負担増というようなことは起
りえないのかどうか。この点をまずお伺いたします。

議長（西岡正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、これは税源移譲の説明いうんですか、これにはあの、
税が個人にとって、あの、先ほど言いましたように、住民税は上がって、所得税は下
がるわけですけど、合わせた金額が従来金額とプラスマイナスゼロであるというこ
とは、これにもあの、皆さんにお配り、これも資料ですか、先ほど来まして、これ
をちょっとお配りさせていただいて、これの方が分かりやすいかなということでき
させていただいております。

それから、後のちょっと質問についてがちょっと聞こえにくかった。趣旨が分か
りにくかったんですけど、もう一度お願いします。

議長（西岡正君） はい。21番、鍋島議員。

21番（鍋島裕文議員） その関連でね、例えばね、課税所得が200万円以下の場合、現行では町民税3パーセント、県税合わせて5パーセント。これが改正によってフラット化の10パーセント、町民税6パーセントという資料であります。そこで伺いたいの、ところが所得税の関係はね、例えば200万円の場合は10パーセントなんです、標準税率が。それを5パーセントにするから、差引税負担を伴わないというようなね、仕組みになってるといことが分かるんです。それで具体的に聞きますけども、所得税の場合は10パーセントが5パーセントになるのは195万円以下という資料になってますね。それであれば、200万円から196万円の方は、これは当然10パーセント、所得税がね。つまり、200万円以下の方が標準税率、今3パーセントの町民税が6パーセントに変わって、所得税の10パーセントが5パーセントにはならず196万から200万円の方はあの、10パーセントのままということになるのではないかと尋ねとんですけど。

議長（西岡正君） はい。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、了解しました。あの、その次に、これあの、説明さしていただく、この説明資料の中で税源移譲ということで、あの、町税条例で言いましたら、34条の3にその趣旨を挙げさしていただいています。それから、もうひとつ、34条の6ということも挙げさしていただいております。先ほどおっしゃいましたその195万、それから695万もこれも同じことだと思うんですけど、この辺の差、あるいはあの、これ同じ10パーセントと言いましても、所得税と住民税のそれぞれの控除が違います。それらを差をそのなくするということで、計算式いうんですか、で、あの、同じような形になるようにということで、調整控除というんが次のちょっと後から挿入さしていただいた文言があるところがございますが、それによってあの、公平に扱うという条文を設けております。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。21番、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） ではあの、2点目にね、先ほど吉井議員も聞かれたんですけど、これは町長に伺いたいんですが。先ほどは非課税の関係でありましたけども、もう明らかに町民税が3パーセントから6パーセントに倍化しますね。このフラット化によってね。そうすれば、例えば保育料金などは、この町民税、住民税によって保育料金の階層、ランク分けされてますね。そういうことからすれば、保育料金にこの税改正によって町民税が増加することにより、保育料金が増加するという関係が出てくるわけでありまして、この辺の緩和措置等ですね、町長は考えておられるのかどうか。それを伺います。

議長（西岡正君） はい、答弁してください。税務課長。よろしいか。町長ですか。

〔鍋島君「町長でしょ」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） まああの、今回の改正で私どもが聞いておりますのは、これは税源移譲と言いましたら、従来あの、国の補助金、交付税をなくして、地方の財源を高めて、維持財源を高めるという一環の上で、三位一体改革の柱として、あの今回初めて導入されたということでありまして、これあの、それがすぐ保育料に算定がしてくるかとか、それはまた違う別の問題であろうと私は思っております。これあの、かなりのどない言うんですか、あの、国と地方の税負担いうんですか、今までと変わったそういうような大きなものになってますので、これはそのまま当てはまることはありえないと私は思っております。

議長（西岡正君） はい。ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。6番、金谷議員。

6番（金谷英志君） 所得税と住民税のそのフラット化、10パーセントとして、差引ゼロやということも課長が言われるんですけども、その人的控除に係わるだけではね、具体的に言うと、生命保険料の控除額なんかはそれに加味されてこんと思うんですけど。ですから、その控除額については負担増になると思うんですけども。その点はいかがですか。

議長（西岡正君） はい。お答えください。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい。ちょっとあの、このさっきお配りした資料なんですけど、これあの、標準世帯いうんですか、あの、開けていただきましたら、独身者の場合、それから夫婦プラス子ども2人の場合ということで、まあ標準的な所帯いうんですか、こういうのをモデルに社会保険だったらだいたいいくらだろうと。それから、生命保険料控除だったらいくらだろうということをモデルにこれしております。で、先ほど私の方が言いますように、多少それはあの計算ですから、あの、いろんなプラスマイナスみたいな部分は多少出てくるかも分からんと、それは思います。やけど、今回の税制によって、これはあくまでも、その三位一体の改革のひとつであって、これは増えるということ事態は私自体は説明は受けておりません。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。6番、金谷議員。

6番（金谷英志君） そしたら、確認したいですけど、人的控除のかかる中には、生命保険の控除も入るとということになるんですね。

議長（西岡正君） はい。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、生命保険、これはあの、人的控除の中では、例えば、

配偶者控除ひとつにしましても、その国とそれから地方が違っております。それらの差をここで調整、35条の6ですか、そこで調整すると。34条の6ですね。そこで調整するということでございます。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。6番、金谷議員。

6番（金谷英志君） 国の方ではね、人的控除以外の控除として、生命保険料の控除、損害保険料控除、寄附金控除なんかあるんですね。だけど、それは国の方としては除外されると思うんですけども。それから、課長が今言われるようにね、その人的控除以外のやつは入ってないんですよ。国の方の方針としては。その答弁でよろしいんでしょうかね。

議長（西岡正君） はい。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 私の方としましては、説明いたしましては、今度のあの、これが増税につながると、そういうふうには捉えておりません。税源移譲いうんですか、その取組みであると、そういうふうに思っております。それから、その控除についても、調整控除いうんですかね、その辺で図られておるといふふうに思っております。

議長（西岡正君） はい。ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。

6番（金谷英志君） その答弁でよろしいんですね。国の方針とは、今、課長が言われておる説明とは違うんですよ。人的控除はその、これに含まれてないんですよ。今、課長が言われるのはね、生命保険料やそんなもんはいつとうから、税の負担額は増えることはないという課長の答弁ですけど。再度聞きますよ。その答弁でよろしいんですか。

議長（西岡正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい。まああの、その辺のことにつきましては、あの、また調べてみたいと思います。それと、まあただ、増えるものではないという形でね、そういう説明は受けております。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。20番、吉井議員。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。

あの、先ほどお答えいただいたんですけども、もう1点、前年度の実績で、その均等割、また所得割の最低限度額の枠拡大によってですね、影響を受けた方ですね。今後のことは分かりませんから。昨年度実績で、均等割

（録音なし）

21 番（鍋島裕文君） ならないというそういう説明してるんですが、例えば、今回の改正では商業地等で負担水準が 60 パーセント未満は昨年度の課税標準額に評価額の 5 パーセントプラス加算で算出。それから、住宅用地については、負担水準が 80 パーセント未満の住宅用地については、同じように 5 パーセント加算というような条例改正になってるわけですね。これから見たら当然、固定資産税は増税になるんじゃないですか。この辺りを説明願います。

議長（西岡正君） はい、お答えください。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、定率減税、さっき質問ございました定率減税でございますが、定率減税につきましては、あの、来年度から廃止になるだろうということで、廃止等優先で今回の条例改正が出さしております。まあ、18 年度につきましては、あの、2 分の 1 と、いわゆる上限 2 万円ということで、昨年よりもほぼ半額ということで、あの、18 年度は継続ということになっております。それで、あの、去年、一昨年、まあ 4 町いうんですか、4 町の合計額が、定率減税が約 6,000 万ぐらいではなかったかということで、4 町の分をちょっと調べてもらいました。それから言えば、半額の、今年のことですから、今年度のことですから、まだ終わるまで分かんですけど、それから言えば、あの、3,000 万ぐらい見込んでおっいていいのではないかなと、ぐらいになるのではないかなと、そういうふうに思っております。

それから、もうひとつはあの、固定資産税のあの、負担調整いうんですか、これもあの、大幅な改正、今回からなっております。で、これも商業地等におきましては、まああの、負担水準いうんですか、評価額が 80 パーセント以上については据え置くと。それから、中があるんですけど、20 パーセント以下については、あの、20 パーセント相当額とすると。それから、それは宅地なんですけど、商業地は 70 パーセントを課税標準額とすると。それ以外については、それを据え置くと。それから、評価額の 20 パーセントを下る場合は 20 パーセント相当するというところで、一応あの、これもちょっと担当者の方で調べてもろたりして、どれぐらいな率を占めるかということで、まあ前年度の、まあ面積が多いということで、佐用町の例なんですけど。まあ、商業地等で負担水準が 70 パーセントを越える土地については、商業地等の内のだいたい 12.9 パーセントぐらいございます。それから、あの、20 パーセント以下については、これは商業地等の全体のうちで 1.1 パーセントということでございます。それから、あの、住宅用地につきましては、負担水準が 80 パーセント以上については、16.5 パーセントでございます。それから、20 パーセント以下につきましては 0.6 パーセントというぐらいで、20 パーセント以下、だいたいそれぐらいと読んでおる。まあほかも、全体としてもだいたいそういうふうな率ではないかと、そういうふうに思っております。

それからあの、額なんですけど、あの、固定資産税の税制につきましては、あの、毎年負担調整いうんで上がって、2 パーセント程度上がってきて、土地については上がってきております。まああの、これはあの、まあ同じような状況でその程度いうんですかね。家屋については、予算の時もお話しましたように落ちるんですけど。あの、今回のその影響か、あるいはあの、まあ従来の方をたっても同じようなそういう水準であろうかと、そういうふうに思っております。

議長（西岡正君） よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 21 番、鍋島君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっとあの、確認だけしたいんですけどね、あの、今言われたように住宅用地でね、負担水準が 80 パーセント以上が 16.5 パーセントで、ということはもう、80 パーセント未満が 82,3 パーセント、80 パーセント未満がね、82,3 パーセントになりますよ。ね。その 82,3 パーセントについては、前年のね、課税標準額に評価額の 5 パーセントを加算した額を課税標準額とするということになるわけでしょ。だったら、当然その分が増税ということになると思うんだけど、そうならないんですか、今の説明で。

議長（西岡正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、この点につきまして、担当者の方にも聞いてみました。ほいでまああの、固定資産税につきまして、これもあの、細かいその計算いうんがなかなか昨年度の数値が 4 町それぞれが持っているというようなことで、なかなか出ません。それから、概要調書につきまして、まだ区分けしたそれがまだできておりません。そういう中で、まあ土地全体としまして、あの、調定額を比較しまして、昨年よりだいたい 2 パーセント程度上がるのではないかなと、そういうふうに担当者からは聞いております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

6 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡正君） はい。ほかに。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。13 番、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） はい。13 番、岡本です。あの、説明書の方の資料でお願いしたいんですけどね、あの、4 番の地震保険料控除創設ということで、今までのいわゆるその「損害保険料控除」からその文言が「地震料保険料控除」に変わることによって、何か影響があるんですか。

それと、6 番のたばこ税に関してなんですけども、これですね、市町村たばこ税 2,977 円改正、3,298 円となっております。この新旧対照表では、2,743 円、3,064 円となっておりますので、その違いの説明。

それと、7 番のですね、軽自動車税、1.2 倍から 1.5 倍ということで、18 年度より適用ということで、今年からもう既に軽自動車税は上がっているんですか。

以上、3 点です。

議長（西岡正君） はい。お答えください。

税務課長（大橋正毅君） まずあの、地震保険料でございますが、これは地震等を起因

とする火災等と地震等ということになっております。あの、従来の分についても、ちょっと先のこと分かりますけど、地震の部分が比重が高くなっていくとは思われませんが、あの、含まれておると。ほいで、これを住民税で最高1万円だったんですけど、あの、2万5,000円上限という改正でございます。

それから、たばこ税でございますが、これも分かりやすいという意味で書かしていただきました。これ1,000本につきいうんですか、あの、1本現行がまあ、たばこ1箱が280円でございます。それで、今現在なんですけど、ということは1本が14円でございます。まあ、14円につきまして、今、国・県・町合わしまして7円余りの税金がかかっておるということでございます。だいたい半分でございますね。それから、改正なんですけど、あの、案ではなしに、改正ということで法律決まっております。あの、これが恐らく20円上がって300円ぐらいになると見込まれます。ということは、1本が15円ということで、その内のだいたい7円90銭ですから、8円ぐらいが税金で、それぞれ町に入ってくるんが、現行でしたらだいたい2円97銭ぐらいですか。それが、30銭ぐらい変わってくるということでございます。これは、あの、平成18年度、今年の7月からでございます。町に入るんはひと月遅れの8月からということで、8箇月の計算でございます。

それからあの、軽自動車税でございますが、これはあの、制限税率でございます。で、これはあの、地方税法の444条の改正でございます。町条例には特に改正ということはございません。あの、これ2条に制限税率を1.2とするとしてあった部分が、制限率を1.5倍とするという改正になったものであって、町の方がその税率を受けて金額を改めるものではございません。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

13番（岡本安夫君） はい。岡本です。ということは、4番の方ですけどね、いわゆるその、今までにも損害保険料控除を受けた方についてはですね、その地震の部分が入ってなくても1万5,000円のあれはそのまま残るという考え方でよろしいんですか。控除は。違うん。1万円か。

議長（西岡正君） はい。お答えください。

税務課長（大橋正毅君） いや、これはあの、新旧対照表を見ていただきましたら、今までの損害保険料が地震保険料控除という名称に改められております。損害保険料控除いうんですか。今までの分を含んだものということになっております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。はい、岡本議員。

13番（岡本安夫君） ということはですね、今までどおりのあれができるいう考え方でいいですね。別にその、地震のあれが入るとる入ってない関係なしに。

議長（西岡正君） はい。お答えください。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、まあそういうふうにあの、捉えていただいて結構では

ないかと思えます。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔矢内君「ちょっと、1点だけ」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。14番、矢内君。

14番（矢内作夫君） はい。14番、矢内です。そのね、その続きの5番なんですけども、これあの、57年の1月1日以前に建てておる住宅ということなんだろうと思うんですが、これほんなら57年の1月2日以降に建てた住宅で、その耐震にちょっとその、危ない言うたらおかしいけど、その検査をしたらちょっと具合悪いという分について、補修してもこれには該当しないということになるんですか。

議長（西岡正君） はい。お答えください。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） そうでございます。これはあの、例えばあの、建築基準法の改正とか、それからその辺のことを考慮されて、比較的古いと思われる住宅について、こういう措置がされたときに、120平米までという部分について2分の1の減免があるということでございます。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔矢内君「すみません」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。14番、矢内君。

14番（矢内作夫君） その120平米までというのは、その税額の部分であって、この改修部分については120だろうが、180だろうが、200だろうが、一緒なんじゃないですか。

議長（西岡正君） はい。お答えください。

税務課長（大橋正毅君） はい。改修後につきましては、1戸当たり30万以上のものに限るということで、まあ改修用については、その面積要件は特にはないんですけど。その減額につきましては、そのまるまる1棟は対応にはならないと。120平米相当分について減額の対象にするということでございます。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。14番、矢内君。

14番（矢内作夫君） 結局まあ、具体的に言いますとね、30万以上のその工事費を使う

た場合に、今まで 30 万その 1 軒の今、家にな、固定資産税 30 万かけとったとしたら、それはその、18 万の分までは半額にすると。それとその、120 平米以上の、まあ 200 平米あったとしたら、その分については、その対象外だというような意味でとったらえんかな。いうことは、30 万の、まあ言うたら固定資産税をこの家にかけてとしたら、18 万の半分、9 万円が減額されて、21 万円を税金として、その固定資産税として払うという、こういう計算になるということですか。今、その 30 万円がおうたけど、30 万か 40 万でも 20 万でもえんやけど。

議長（西岡正君） 答えてください。

税務課長（大橋正毅君） これあの、まあこれにつきましては、今あるその税額が基になって、そのうちの 120 平米相当分の、300 平米あれば、120 平米相当分、その 2 分の 1 というふうにご考えていただけたらと思います。

14 番（矢内作夫君） そやで、今、僕が言うたような考え方でえんやな。

税務課長（大橋正毅君） はい。そのとおりでございます。

議長（西岡正君） はい。ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。18 番、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） はい。先ほどのあの、地震の関係で説明の 4 番のところですけど、先の議員の質問に対して、それまでの保険に、火災だけではなくて、地震保険の方でもできますというような御解答があったかと思うんですけど、損害保険協会の調査では、地震保険に加入するのは損害保険単独ではできなくて、損害保険の契約、特約でしか加入できませんと。で、損害保険の特約で加入している人は、その火災保険にむしろ加入しているのが 6 割で、4 割しかないというふうに調査のものがあるんですけど、先ほどの御解答でその地震保険が新たに創設されるということで、そのいいところだけを説明されたように思うんですけど、火災保険だけに加入されている場合には、むしろ増税になるというふうなことになるというふうな説明も私は聞いてるんですが、その点、もう一度回答をお願い、4 番についてですけど、お願いします。

それから、2 番の定率減税の廃止に伴って、先の議員も保育料の関係とか質問がありましたけれども、所得税によってその保育料などは前年度の所得額によって決まってくるので、今年 2006 年、平成 17 年度の定率減税の半減に伴って、その今年ですから、まあ来年度の保育料に係わってくると思うんですけど、来年度の基準額表の改定が当然必要になると思いますが、保育料に対してそういうことを、この法律改正に伴って予定されておりますか。その点が、2 目と。

3 つ目は、あの、定率減税、2 番のところですけど、年金生活者にとっては、まあむしろあの大変で、ダブルパンチですけども、国保税とか、介護保険料の負担増につながるということで、まあそのための緩和措置というのがとられるというふうに、国の方で対応されておりますけれども、ただ、それは、2005 年、去年 1 月 1 日現在

65歳に達している人だけが対象というふうに言われておりますけれど、それ以後に達した人のものはどうなるのかとか、あの、そういった点については御回答願いますか。お願いします。

議長（西岡正君） 税務課長。

税務課長（大橋正毅君） はい。一番最初の地震保険料の控除のことなんですけど、これはあの、私もこれ、大分調べてみました。出てくる文言につきましては、「地震等に起因」という表現となっております。ただあの、先ほど岡本議員も質問あったんですけど、まああの、経過措置といたしまして、「平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険については、従来どおり控除できる」という文言が入っております。あの、またこれについても、ちょっとあの、調べたりしてみたいなと、そういうふうに思っております。

それから、あとの保育料等につきましては、ちょっと私の方勉強不足で申し訳ありません。どれだけそれがいうことは、答弁ちょっとし兼ねますので。ちょっと、福祉課長。

議長（西岡正君） はい。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、保育料の算定見直し等のお尋ねなんですけど、現在のところについては想定をいたしておりません。今後、御質問のあったような回答にどのぐらいの対象者があるかというのを十分調べましてですね、検討はさせていただきたいと思うんですが、今のところ改定の予定等はしておりません。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔平岡君「算定のこと」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 今、3つ言うたん違うん。あ、はい。健康課長。

健康課長（達見一夫君） 介護保険料の関係なんですけれども、この前の議会に緩和措置の条例等提出さしていただきました。今のところ、健康課としましての情報としましても、その分だけで、それ以後、これらのことについて、来ておりません。ということは、多分あの、今、議員がおっしゃったように、1月1日現在、その分だけ。それ以後については、多分、そういう措置はないんじゃないかと思っております。またあの、詳しいことにつきましては、もう一度調べさせていただきたいと思っております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。はい。ほかに。
ないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。21番、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 鍋島です。専決第 1 号 佐用町税条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

本改正議案は、地方税法の改正によるものでありますが、この改正により町民生活に多大な影響、税の負担増を強いるものとなっています。個人住民税の定率減税の廃止、半減の影響は、低所得者ほど負担が重いものとなり、断じて認められないものがあります。また、固定資産税の税負担の調整措置は、固定資産税の増税となるものがあります。負担水準で商業地等で 60 パーセント未満、住宅用地で 80 パーセント未満は、前年度課税標準額に、評価額の 5 パーセントを加えた額を、当該年度の課税標準額とする措置は、これにより毎年 5 パーセント以上の連続した課税標準額の引き上げとなるものであります。そして、個人の町民税の非課税範囲の縮小となる本条例改正案に反対いたします。

議長（西岡正君） はい。続きまして、賛成討論はございませんか。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 108 号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、多数であります。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩したいと思います。15 分までお願いします。

午後 3 時 0 9 分 休憩

午後 3 時 2 3 分 再開

議長（西岡正君） 会議を再開します。4 番、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。動議発議させていただきたいと思います。

議長（西岡正君） はい。

4 番（岡本義次君） 外出支援サービス調査に関する特別委員会設置決議ということでお願いしたいと思います。

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり外出支援サービス事業の事務に関する調査を行うものとする。

趣旨としまして、佐用郡 4 町が合併しましたが、過疎化の波が押し寄せ、若者は仕事がないため、都会に流出している状況です。自分が運転できる間や子どもと同居をしている人は、役場、買物、病院へと行けるかも知れませんが、年老いた人や子ども、障害者の足の確保が深刻な問題となっています。新佐用町は高齢化率も 30.3 パーセントにもなっております。旧町ごと外出支援サービス内容が違っており、合併後 4 町一本化に向け、早急に平等低廉な足の確保が全住民の切実な願いであります。その期待に応えるべき、議会としても特別委員会の設置を強く求めるものであります。

1、調査事項。外出支援サービスに関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第 110 条及び委員会条例第 5 条の規定

により、委員 22 人で構成する。外出支援調査特別委員会を設置し、これに付託をして行う。

3、調査権限。本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 110 条第 1 項（及び同法 98 条第 1 項）の権限を外出支援調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。外出支援調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。ということでございます。

皆様の賛同を賜りたいと思います。提出者、岡本義次。賛成者、松尾文雄、山本幹雄、川田真悟さん。以上ですね。あ、吉井さん、平岡さん。厚生常任委員会のメンバーといたします。佐用町議会特別委員会の設置及び定数並びに特別委員会委員の選出について、上記の発議を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。ということでございます。

議長（西岡正君） はい。ただいま岡本義次君から佐用町議会特別委員会の設置及び委員会定数についての動議の提出されました。この動議は 1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。佐用町議会特別委員会設置及び委員定数についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて採決を行います。失礼。追加日程第 1 とし、日程順序の変更をし、直ちに議題とすることについて採決を行います。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） はい。挙手、全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに可決されました。ここで、追加日程表配付のため、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 6 分 休憩

午後 3 時 3 7 分 再開

議長（西岡正君） 休憩を解き、再開をいたします。

先ほどの岡本議員の動議について、内容がちょっと間違ってたということで、再度お願いしたいと思います。

4 番（岡本義次君） はい。4 番、岡本です。すみません。今、厚生委員会のメンバーと中に入って話しました中ですね、提出者、再度、岡本義次。賛成者、川田真悟議員。賛成者、松尾文雄議員。賛成者、山本幹雄議員。賛成者、片山武憲議員。このメンバーでございます。前回のにつきましては、このメンバーと変更といたします。

議長（西岡正君） はい。そういうことでございますので、修正のほどよろしくお願いをいたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時54分 再開

議長（西岡正君） 休憩を解き、再開をいたします。

追加日程第1．発議第2号 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡正君） 追加日程第1。

発議第2号 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。岡本義次君。

8番（岡本義次君） はい。このことは、4月23日に町議会選挙がございました。そして、各住民からの強い要望の基にですね、切実なですね、願いとして、全住民の思いでもあります。今、各町によってそういう支援サービスそのものがございまして、各町によって相当なばらつきというんか、まだ一本化ができてないような状態でございます。佐用はですね、若者はだんだんと都会に流出した上、今、自分が元気な間はですね、自分でできるとしても、子どもたちがいない、そして自分が運転できなくなった時に、そういう本当に行きたくても行けないような状態になりつつあります。こういうことを、やはり私たち当局と議会も力を合わせてですね、そういう合併して皆さんが「何ひとつ合併して良くなかった」というような強い声の中でですね、何とかこういうことを切実な問題としてとらまえてですね、みんなの力によって、住民の安心して生活できるような状態に持って行くことが大切かと思っておりますので、その点どうぞ御含みお願いしたいと思います。以上です。

議長（西岡正君） はい。発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対して質疑に入ります。質疑はありませんか。

はい。これで、発議についての質疑を終結いたします。

これより発議についての討論に入ります。討論ございませんか。

これで発議についての討論を終結いたします。

これより発議について採決に入ります。発議第2号 佐用町議会特別委員会設置及び委員定数について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2．外出支援調査特別委員会の選任について

議長（西岡正君） 追加日程第2。

外出支援調査特別委員会の選任についてであります。外出支援調査特別委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議員22名全員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議員 22 名全員が外出支援調査特別委員会委員に選任されました。

追加日程第 3 . 外出支援調査特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 3。
外出支援調査特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選となっております。ここで、委員長及び副委員長を互選のため、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 5 5 分 休憩

午後 3 時 5 8 分 再開

議長（西岡正君） 再開をいたします。
先ほど休憩中に委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されましたので、外出支援事業特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。
外出支援調査特別委員長に川田真悟君。副委員長に高木照雄君。以上の両君が外出支援調査特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第 18 . 所管事務調査について

議長（西岡正君） 日程 18 に入ります。
日程第 18。所管外事務調査であります。お諮りします。閉会中の各委員会の所管外調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙申出のとおり決定することに、ですが、今からちょっと配付させていただきますので、しばらくお待ち下さい。
しばらく休憩します。

午後 3 時 5 9 分 休憩

午後 4 時 0 0 分 再開

議長（西岡正君） 休憩を解き、再開します。閉会中の各委員会の所管調査については、別紙のとおり申し出をいただいております。別紙の申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りいたします。これをもちまして、今期臨時会に付議されました案件はすべて

終了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、第 6 回佐用町議会臨時議会はこれをもって閉会いたします。

午後 4 時 0 4 分 閉会
